

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
1	入札説明書 添付資料5	添付 -6						リスク分担	測量・調査リスク（24）「事業者が実施した測量、調査に関するもの」について、事業者が実施した測量により、地中障害物等が判明した場合は貴市のリスク分担との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
2	入札説明書添付資料	添付 -8						非価格要素審査に関する提出書類	第7-2号添付資料2、第7-4号添付資料1及び2、第7-5号添付資料1及び2、第7-9号添付資料1、第7-10号添付資料1については、自由様式かつ枚数制限なしとの認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
3	入札説明書 添付資料6	添付 -10	(3)	ウ				改定方法	運営維持管理業務委託費については、運営初年度から改定を行うものと理解でよろしいでしょうか。	令和12年度の改定の確認の際に、改定率が±1.5%を超えた場合は、運営初年度（令和13年度）から運営維持管理業務委託費を改定します。
4	入札説明書 添付資料9	添付 -23	図1					表紙・裏表紙	正本の表紙・裏表紙には、デザイン等を施したものを使用してよろしいでしょうか。また、副本においても正本と同様のものを使用してよろしいでしょうか。	添付-28ページに示すとおり、表紙は認めますが、裏表紙は不可とします。副本も同様です。
5	入札説明書 添付資料9	添付 -23	(1)	ア				様式集について	③・④「非価格要素審査に関する提出書類」に様式第7-17号、⑥・⑦「事業計画に関する提出書類」に様式第8-17号および第8-18号の記載がありますが、様式集には当該様式が見当たりません。誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
6	入札説明書添付資料	23	添付 資料9					ア 基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	図1 袋綴じの方法に「背表紙（白紙）を糊付け」とありますが、一般的に用いられる製本テープ（白、押印可）の使用をお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
7	入札説明書添付資料	23	添付 資料9					ア 基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	正本は袋綴じでの作成との記載がございますが、提出前の直前確認にて何らかの理由で修正や差し替えが必要になった場合（記載事項の削除や誤植等）、対応が難しくなることから、副本と同様にファイル綴じとすることをお認め頂けないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
8	入札説明書添付資料	23	添付 資料9	ウ	(7)			ア 基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類	副本については「図 2 に示すように簡易ファイルに綴じて提出すること。」とありますが、ウエルダーポケット型ファイルに、指定の文言を印刷した紙を入れることをお認め頂けないでしょうか。 また、表紙、裏表紙のデザインに関して、パースや鳥観図などを用いることは可能でしょうか。	前段については表紙であれば認めますが、他の紙である場合は認めません。また後段については、添付資料9に示す書類のみを提出してください。裏表紙はありません。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
9	入札説明書 添付資料	23	添付 資料9	(1)	ア			(3) 記載要領	「応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。」とありますが、正本については企業名を特定又は類推できる記載が必要な場合は、代表企業、構成員、協力企業の名称対応表を1枚追加すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
10	入札説明書添付資料	24	添付 資料9					(2) 設計・建設業務における対価 ア 算定方法	昨今の物価の上昇が著しく、入札公告日から契約日までの期間でも物価状況が変更していることが考えられます。そのため、物価改定の基準については、入札公告日としていただけないでしょうか	入札説明書添付資料のとおりとします。
11	入札説明書添付資料	28	添付 資料9	(2)	カ	(イ)		基本的な考え方	提案書の各様式を補足するための添付資料は認められると理解してよろしいでしょうか。 可の場合、各様式の次頁に添付し、合冊とすることでよろしいでしょうか。 また、添付資料として地元企業等の関心表明書を提出してもよろしいでしょうか。	補足の添付資料は、公平性の観点から、要求する添付資料を除き認めません。 また、関心表明書の提出も不要です。 なお、指定のない書類が添付されていた場合は、事務局で外してから各委員に配付します。
12	入札説明書添付資料	30	添付 資料9					記載要領	「副本における次の各書類には、書類の右下に入札参加資格審査後に本市が交付する応募者名を記入すること。」とありますが、正本については書類の右下に記入する応募者名にご指定はありますでしょうか。	特に指定はありません。応募者名でも構いません。
13	入札説明書添付資料	30	添付 資料9	(3)	(ク)			各書類の提出要領	「正本は、図1に示すように袋綴じで作成し、代表企業の割印を施し、次に示す①、③、⑥ごとに提出すること。また、副本は次に示す②、④、⑦ごとに、図2に示すように簡易ファイルに綴じて提出すること。」とありますので、これらは合冊とせず、すべて分冊という認識でよろしいでしょうか。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、貴社ご理解のとおりです。
14	要求水準書（設計・建設業務編）	3	第1章	第2節	2	(2)		設計・建設期間	「なお、令和9年(2027)年度内に着工すること。着工とは、現場着工（土地造成等の土木工事を含む。）を指す。」とありますが、建設用地に残置している工作物の解体撤去工事、新設の調整池設置工事の着工もこの期間に含まれると理解してよろしいでしょうか。	着工は、「新設する施設の建築工事（土地造成等の土木工事（交付対象内外問わず）含む）」となります。
15	要求水準書（設計・建設業務編）	3	第1章	第2節	5			事業実施区域	「想定浸水深さは、事業実施区域内のほぼ全域が0.5～3mである。」との記載がありますが、浸水対策を行う上での基準として、以下の考え方よりEL+96.0mを設計上の最高浸水水位と理解しますがよろしいでしょうか。 ・最低地盤（EL+92.96m）＋ 3.0m ＝ EL+95.96m ・最高地盤（EL+95.104m）＋ 0.5m ＝ EL+95.604m ※上記双方を満足する安全側の数値としてEL+96.0mと設定。	国土交通省「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」等も参考に、詳細は実施設計時に関係機関と協議のうえ設定してください。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
16	要求水準書（設計・建設業務編）	3	第1章	第2節	5			事業実施区域	確認申請などの許認可申請上の敷地境界は、既存施設を含む範囲で、新施設は既存施設に対する増築扱いでしょうか。その場合の敷地境界についてご教示願います。	改築扱いとなる予定です。
17	要求水準書（設計・建設業務編）	4	第1章	第2節	6	(1)	タ	全体計画	生活環境影響調査報告書をご提示いただけますでしょうか。	今後本市ホームページに公表される報告書を確認ください。
18	要求水準書（設計・建設業務編）	5	第1章	第2節	6	(2)	ク	工事計画	「工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。」と、ありますが、具体的な指定ルート図があればご教示願います。	原則令和9年降雪前に供用開始予定の新搬入道路を通行する計画としてください。また、供用開始前は国道17号からのルートを通行する計画としてください。なお、詳細は実施設計協議によります。
19	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1	(1)		処理能力	公称能力に記載の16hには立上下げの時間も含み、時間当たりの炉の能力は21t/日÷(16h－立上下げ時間)で設計を行うと認識してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
20	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1	(2)		処理対象物	大型動物に関しては、焼却炉投入前に適切な処置により投入できる大きさとしていただけると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
21	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1	(2)		処理対象物及び計画ごみ処理量	汚泥はごみピットに投入する計画としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
22	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1	(2)		処理対象物及び計画ごみ処理量	動物の死骸について、大型の動物は焼却炉へ投入できるよう適切な大きさに処理された状態で搬入され则认为よろしいでしょうか。また荷姿と最大寸法をご教示いただけますでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。後段については、ごみ投入ホッパ等の安全対策を満たすように貴社にて想定の上、ご提案ください。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答	
23	要求水準書 （設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1	(2)	処理対象物及び計画 ごみ処理量	医療系廃棄物は感染性廃棄物に該当し、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に基づいて処理するものと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。 また、以下の事項についてご教示いただけますでしょうか。 ① 箱状容器および袋状容器それぞれについて、年間搬入数量ならびに最大容器の寸法をご教示いただけますでしょうか。 ② 搬入車両の種類、搬入頻度（週当たりまたは月当たりの搬入日数）、1日当たりの平均搬入量および最大搬入量をご教示いただけますでしょうか。 ③ 保管スペースについて、貯留日数または貯留容量に関する指定条件がございましたらご教示いただけますでしょうか。 ④ 焼却炉への投入に際しては、感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、破砕等の前処理を行わず、容器に梱包された状態のまま投入するとの理解でよろしいでしょうか。 ⑤ 参考までに、現施設における医療系廃棄物の保管方法および焼却炉への投入方法についてご教示いただけますでしょうか。	前段については、貴社ご理解のとおりです。 後段については、次のとおりです。 ①現状の寸法はW250mm×D280mm×H350mm以下です。 ②令和5～7年度実績 搬入車両種類：2tパッカー車、4tパッカー車、小型トラック、軽トラック 搬入頻度：年間231件 日当たり平均搬入量：11kg 日当たり最大搬入量：180kg ③貴社ご提案によります。 ④貴社ご理解のとおりです。 ⑤プラットホーム内の一時保管場所に保管した後、運転員により投入ホップへ直投しています。	
24	要求水準書（設計・建設業務編）	9	第1章	第3節	1	(3)	計画ごみ質	計画ごみ質に医療系廃棄物が含まれておりませんが、参考として記載の医療系廃棄物のごみ質から医療系廃棄物を含む計画ごみ質を概算して、設計(特に年間用役設計)を行うと認識してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。	
25	要求水準書 （設計・建設業務編）	11	第1章	第3節	1	(4)	イ	搬入形態 表1.7	事業系の燃やせるごみの内訳は家庭系とほぼ同じとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
26	要求水準書（設計・建設業務編）	11	第1章	第3節	1	(5)	イ	炉形式	「准連続運転焼却式（ストーカ式又は流動床式）とすること。」とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設におけるプラントの設計・建設の主たる業務を行う企業が、設計し納入した実績のある「焼却炉」を納入するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
27	要求水準書（設計・建設業務編）	12	第1章	第3節	1	(5)	カ	設備方式	余熱利用設備に給湯設備がありますが、他設備においてのエネルギー回収率10%以上を前提に、効率、メンテナンスに有利な電気式の採用をお認めいただけないでしょうか。 なお、P225第4章4節建築機械設備工事7給湯設備工事（2）に「給湯設備の形式は、余熱利用の程度により提案すること」と記載があります。	貴社ご提案によります。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
28	要求水準書（設計・建設業務編）	12	第1章	第3節	1	(5)	カ	設備方式	余熱利用設備に暖房設備がありますが、熱源についてはP223第4章4節建築機械設備工事2空気調和設備工事（3）熱源に記載の通り、余熱利用に限らず電気式の提案をお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
29	要求水準書（設計・建設業務編）	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と計画ごみ処理量	処理対象物に古紙類、古着、食器、枝・木、食用油、危険・有害ごみ、その他資源物（マルチシート）、処理不適物がありますが、それぞれの設計に採用する単位体積重量をご教示いただけないでしょうか。	次の値で計画してください。 ・古紙類：0.08～0.15t/m ³ ・古着：0.1～0.15t/m ³ ・食器：1.0t/m ³ ・枝・木：0.4t/m ³ ・食用油：0.9t/m ³ ・危険・有害ごみ：1.0t/m ³
30	要求水準書（設計・建設業務編）	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9 処理対象物と計画ごみ処理量	破砕機の選定に影響があるため、枝・木の年間受入量についてご教示願います。	現状にない分別区分であるため、提示できません。
31	要求水準書（設計・建設業務編）	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9	指定袋（最大容量）の寸法についてご教示いただけますでしょうか。	指定袋の最大容量は45リットル（80cm×65cm）です。
32	要求水準書（設計・建設業務編）	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9	処理対象物である枝・木（木材）の最大太さ及び最大長さについてご教示いただけますでしょうか。	直径10cm、長さ150cmを目安とします。新施設の基準は要協議とします。
33	要求水準書（設計・建設業務編）	14	第1章	第3節	2	(2)		表1.9	枝・木（木材）はチップ化すると記載いただいておりますが、チップ化の粒度にご指定がございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	指定はありません。
34	要求水準書（設計・建設業務編）	15	第1章	第3節	2	(3)		表1.10	計画ごみ質の金属類14.2%の内訳について、アルミ類と鉄類の比率をご教示いただけますでしょうか。	データはありません。貴社において想定ください。
35	要求水準書（設計・建設業務編）	15	第1章	第3節	2	(3)		表1.10	破砕残渣とは破砕処理後に鉄類とアルミ類を回収した後の可燃物・不燃物の混合物との理解でよろしいでしょうか。また、破砕残渣中の可燃物と不燃物の比率が分かりましたらご教示いただけますでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。後段は令和4年度から令和6年度までの実績平均で84:16となっています。
36	要求水準書（設計・建設業務編）	15	第1章	第3節	2	(3)		表1.11	選別残渣はビン・生ビン・缶処理時に発生する残渣と理解しますが、選別残渣中の不燃物と可燃物の割合が分かりましたらご教示いただけますでしょうか。	選別残渣の可燃物と不燃物の比率データはありませんので、貴社経験で設定してください。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
37	要求水準書（設計・建設業務編）	15	第1章	第3節	2	(3)		表1.11 計画ごみ質（ビン・生ビン・缶）	表1.11 計画ごみ質（ビン・生ビン・缶）の選別残渣11.4%は表1.10計画ごみ質（金属・その他、大型ごみ）の破碎残渣84.1%に含まれるものではないという理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
38	要求水準書（設計・建設業務編）	16	第1章	第3節	2	(4)	(イ)	表1.13 搬出車両の種類	その他資源物（マルチシート（家庭菜園用）、プラスチックごみなど）の搬出車両はどのようなものかご教示願います。	4tパッカー車となります。
39	要求水準書（設計・建設業務編）	16	第1章	第3節	2	(4)	(ウ)	表1.14 搬入形態	その他資源物（マルチシート（家庭菜園用）、プラスチックごみなど）の搬入形態はどのようなものかご教示願います。	袋又は容器なしとなります。
40	要求水準書（設計・建設業務編）	19	第1章	第3節	2	(6)	イ	破袋・除袋率	(7) ビン 缶破除袋機について、除袋機を設置しない計画の場合は除袋率は処理条件から除外と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
41	要求水準書（設計・建設業務編）	19	第1章	第3節	2	(6)	ウ	選別基準	(7) 金属・その他、大型ごみについて、アルミ選別機を設置しない計画の場合はアルミの回収率は処理条件から除外と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
42	要求水準書（設計・建設業務編）	23	第1章	第5節	1	(1)		契約設計図書	「契約設計図書は契約後に提出する図書」という位置づけであることから、事業提案書の提出項目に含まれていない図書については、提出不要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
43	要求水準書（設計・建設業務編）	29	第1章	第5節	2	(2)	イ	現場管理	「現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。」とありますが、特定建設工事共同企業体（分担施工方式）の場合、プラント工事の現場代理人の常駐は、プラント工事着手時（準備工事を含む）からとすることをお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
44	要求水準書（設計・建設業務編）	31	第1章	第5節	2	(5)	オ	残存工作物	「事業実施区域になんらかの工作物があった場合は、本市の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること。」とありますが、その撤去作業に関して発生する工程遅延と費用に関しては貴市と協議していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、事象の程度によります。
45	要求水準書（設計・建設業務編）	31	第1章	第5節	2	(5)	カ	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、その内容により本市と協議し適切に処分すること。」とありますが、その撤去処分作業に関して発生する工事工程遅延と費用に関しては貴市とご協議頂けると理解してよろしいでしょうか。	No44の回答をご参照ください。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
46	要求水準書（設計・建設業務編）	31	第1章	第5節	2	(5)	キ, コ	建設発生土の処分	「本工事に伴って残土が発生する場合は、可能な限り事業実施区域で再利用し、場外への搬出を極力生じないようにすること。」とありますが、コ 仮設工事(ウ)に規定のある事業実施区域の近接地(4800㎡程度)に仮置きする事は可能でしょうか。 その他、残土処分する場合の仮置き場がありましたらご教示願います。	近接地はヤードとしての利用を想定しているため、仮置き場としては認めません。仮置き場は事業者で確保してください。
47	要求水準書（設計・建設業務編）	32	第1章	第5節	2	(5)	コ	工事監理	建築士法上の工事監理は事業者側の所掌範囲外との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。建築士法上の工事監理は、本市が別途委託する施工監理者が行います。
48	要求水準書（設計・建設業務編）	40	第1章	第8節	2	(2)		表1.22 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引き渡し性能試験（2／4）	悪臭について、保証値が「『第1章 第4節 1（5）悪臭』に示す基準値」とあります。これは敷地境界における基準値であるため、排出口での保証値は上記基準値を遵守する2号規制値と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
49	要求水準書（設計・建設業務編）	42	第1章	第8節	2	(2)		表1.24 エネルギー回収型廃棄物処理施設の引き渡し性能試験（4／4）	VOCの測定を対象とする諸室とは、居室のみと理解してよろしいでしょうか。	対象の諸室は、実施設計時に協議して決定することとします。
50	要求水準書（設計・建設業務編）	56	第2章	第1節	5	(12)		機器構成	「設備の運転制御を自動あるいは遠方から操作するものは、原則として手動で現場操作できること。」とありますが、事業の運営実績において支障がない場合、事業者提案として頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
51	要求水準書（設計・建設業務編）	57	第2章	第1節	9			地震対策	「重要機器（プラント電気・計装制御設備及び建築設備含む。）及び重要水槽の耐震クラスは「建築設備耐震設計・施工指針」によるSクラスとする。なお、重要機器及び重要水槽の対象は、本市と協議の上、決定すること。」とありますが、Sクラスは標準的な地震力の約2倍と影響が大きいため、対象機器をご提示願います。	貴社ご提案のもと、実施設計時の協議とします。
52	要求水準書（設計・建設業務編）	60	第2章	第2節	2	(3)	ア	プラットホーム	プラットホームの幅員は[18m以上]と指定されていますが、一部通路として使用する箇所に限っては、幅員を18m以下とする提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
53	要求水準書（設計・建設業務編）	60	第2章	第2節	2	(3)	カ	プラットホーム対象車両	災害廃棄物運搬車両（10tダンプ車、全長12m）の2階プラットホームへの搬出入時、切り返しで車両回転半径が想定以上に大きくなり、ランプウェイ幅員とともに面積が増大するため、敷地内有効活用の観点から1階部分で一旦積み替え後、プラットホームへ分割搬送することで、2階プラットホーム搬出入対象者を最大4t車とさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。ただし、脱臭対策の実施を前提とします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
54	要求水準書（設計・建設業務編）	61	第2章	第2節	2	(4)	タ	プラットホーム	P61 には「プラットホームへの進入、退出はランプウェイ方式を採用し、積雪及び凍結対策として屋根及び壁面で全面を覆うこと。」と記載がありP193 には「ランプウェイについては、降雪対策及び凍結対策を施したうえで斜面勾配10%以下とすること。」とあります。 双方まとめて「ランプウェイは積雪及び凍結対策として屋根及び壁面で全面を覆ったうえで、斜面勾配10%以下とする」と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
55	要求水準書（設計・建設業務編）	61	第2章	第2節	3	(3)	ア	扉寸法	プラットホーム出入口扉の扉寸法の高さが4.5m以上でご指定になっておりますが、道交法での車両制限は3.8mとなります。 施設内に入ってくる車両の最大寸法と思われる災害廃棄物運搬車両の高さが3.8mであることも考慮して、4m以上とすることをお認め頂けないでしょうか。	災害廃棄物運搬車両の通過や安全性を考慮していますので、要求水準書のとおりとします。
56	要求水準書（設計・建設業務編）	62	第2章	第2節	4	(3)	オ	ごみ投入扉	投入扉材質にSUS304を指定されていますが、SUS304を使用する範囲は、洗浄水がかかるプラットホーム側の下部1m程度とする提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
57	要求水準書（設計・建設業務編）	62	第2章	第2節	4	(3)	イ	ダンピングボックス	ダンピングボックスは幅[2.8m以上]、奥行[4.0m以上]、深さ[0.5m以上]と指定されていますが、4tパッカー車が直接荷下ろしできる構造・容量である場合、各寸法はメーカ決定としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします（指定された寸法以上の確保を前提とします）。
58	要求水準書（設計・建設業務編）	62	第2章	第2節	4	(3)	オ	ダンピングボックス	ダンピングボックス材質にSUS304を指定されていますが、SUS304を使用する範囲はごみ接触部で、補強部材はSS400とする提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
59	要求水準書（設計・建設業務編）	65	第2章	第2節	6	(5)	ク	ごみクレーン	「災害時等にマシンハッチを利用するなどして、ごみピットのごみをプラットホームに駐車した災害廃棄物運搬車両に積み込むことが可能にすること。」とあります。 災害時等に利用する意図は理解しておりますが、プラットホーム面積増加につながるため、本施設は狭小地であることを踏まえて、搬出方法を事業者提案としていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。ただし、脱臭対策の実施を前提とします。
60	要求水準書（設計・建設業務編）	67	第2章	第2節	9			可燃性大型ごみ切断機	可燃性大型ごみについて、年間処理量についてご教示いただけますでしょうか。	把握していません。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
61	要求水準書（設計・建設業務編）	68	第2章	第2節	9	(5)	エ	可燃性大型ごみ切断機	「エ 投入箇所前に、ごみ収集車からの荷下ろし、ごみの投入作業などの場所の他に処理対象物を仮置きできる場所（投入部に隣接して1日分程度の貯留ヤード）を設けること。」とありますが、運用時の作業動線等から設置場所については事業者提案としていただけないでしょうか。	安全に運用できることを前提として、貴社ご提案を認めます。
62	要求水準書（設計・建設業務編）	73	第2章	第3節	第3-1節	7	(1)	助燃油貯留タンク	助燃油貯留タンクについては、浸水・漏洩対策を行うことを前提に、地下式の提案としてよろしいでしょうか。	所轄の消防署の指導に従うことを前提とし、貴社ご提案を認めます。
63	要求水準書（設計・建設業務編）	76	第2章	第3-2節	1	(5)	オ	ごみ投入ホッパ・シュート	焼却炉とのシールは、後段の給じん装置及び付帯機器等にて行う場合、ホッパゲートは非設置としてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
64	要求水準書（設計・建設業務編）	77	第2章	第4節	1	(1)	オ	減温塔	減温塔後流に熱回収機器を配置するため、「熱回収機器入口温度に冷却」と読み替えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
65	要求水準書（設計・建設業務編）	77	第2章	第4節	1	(2)	ア	噴射ノズル	焼却ガスは十分に高温であることから1流体ノズルを採用したく、形式を2流体噴霧方式から、圧力噴霧方式へ変更することをお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
66	要求水準書（設計・建設業務編）	77	第2章	第4節	1	(2)	ア	噴射ノズル	噴射ノズルは「2流体噴霧方式」を指定されていますが、空気圧縮機の省エネの観点から、実績のある一流体/二流体の併用式を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします
67	要求水準書（設計・建設業務編）	83	第2章	第6節				余熱利用設備	エネルギー回収率の計算方法は、平成25年度までの「エネルギー回収推進施設（熱回収率10%以上）」と同様の方法でよろしいでしょうか。	要求水準書（設計・建設業務編）第2章 第6節 余熱利用設備に記載のとおり、環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設マニュアル」に基づき算定してください。
68	要求水準書（設計・建設業務編）	83	第2章	第6節				余熱利用設備	余熱利用先の優先順位について、さわやかセンターへの熱供給を最優先とし、冷暖房、給湯、ロードヒーティングへの利用は事業者提案とさせていただけないでしょうか。さわやかセンター以外で必須の余熱利用設備があればご教示いただけますでしょうか。	前段については、貴社ご提案を認めます。 後段については、場内の冷暖房設備及び給湯用温水設備です。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答	
69	要求水準書 （設計・建設業務編）	83	第2章	第6節	1		既設配管	既設の消雪用温水配管50Aと既存さわやかセンターへの温水配管100Aの埋設ルート及び埋設深さが分かる資料をご提示いただけますでしょうか。	入札参加資格審査通過者に資料を提供します。	
70	要求水準書 （設計・建設業務編）	83	第2章	第6節	1	(6)	ア	近隣施設への熱供給	余熱利用配管の再接続工事について、50Aと100Aを連結するおおよそその配管長さと設置場所（埋設かどうか）についてご教示いただけますでしょうか。	設置（接続）場所については、要求水準書 添付資料3「ユーティリティ設備（各種取り合い点）」に記載の「既存温水配管接続工事位置」をご参照ください。当該箇所は屋外の地中埋設を想定しております。なお、詳細な配管長さ等については、現地状況や配管ルートを踏まえ、事業者の知見に基づき計画・ご提案ください。
71	要求水準書 （設計・建設業務編）	83	第2章	第6節	1	(6)	ア	近隣施設への熱供給	50Aと100Aの接続工事の際は現施設の運用に配慮することとされていますが、工事ができない時期についてご教示いただけますでしょうか。	特にありませんが、資源化物一次集積場解体後としてください。また、現施設稼働中は現施設から温水が供給されるため、接続方法や試運転等検討してください。
72	要求水準書 （設計・建設業務編）	83	第2章	第6節	1	(6)	ア	近隣施設への熱供給	さわやかセンターの建て替えに伴う熱供給配管工事について、施工範囲は添付資料-3に示された取合点までとし、取合点からさわやかセンターまでの熱供給配管（往復）は工事範囲外との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
73	要求水準書（設計・建設業務編）	83	第2章	第6節	1	(6)	ア	近隣施設（さわやかセンター）への熱供給	「既設配管は、取合い点から現施設までが50A、現施設からさわやかセンターまでが100Aとなっております」とありますが、「既設配管は、取合い点から現施設までが50A、取合い点からさわやかセンターまでが100Aが別々に配管されていると理解してよろしいでしょうか。 流用する100A配管は、中島砂田線道路横断部に埋設されている既存配管との意味と理解してよろしいでしょうか。 また、新施設から取合い点までの配管径については、（2）に記載の供給温水量37.2m3/hに基づいて決定してよろしいでしょうか。	事業実施区域境の取合点から現施設の間には、現施設から資源化物一次集積場への不凍液循環用の配管（50A）があります。工事の都合上、さわやかセンター建替えまでの間は、事業実施区域境の取合点から現施設までは既存の不凍液循環用配管（50A）を流用するものとし、本事業範囲において、既存の消雪用温水配管と既存のさわやかセンターへの温水配管（100A）を接続し、温水供給するものとしてください。さわやかセンター建て替えまでの間は、既存の配管径に留意して、記載の供給温水量に因らず、可能な限り供給熱量に近づける設計としてください。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
74	要求水準書（設計・建設業務編）	83	第2章	第6節	1	(6)	ア	近隣施設（さわやかセンター）への熱供給	「両配管を建屋外で接続する既存温水配管接続工事を実施すること。既存温水配管接続位置は、添付資料 - 3を参照の事」とあります。添付資料 - 3の「温水供給既存配管取合点」での接続と理解してよろしいでしょうか。また、その図面右側に接続工事位置（本事業範囲内）と図示されているオレンジ丸の意図をご教示いただけないでしょうか。	添付資料-3に記載の「既存温水配管接続工事位置」（オレンジ丸の位置）が「両配管を建屋外で接続する既存温水配管接続工事」の位置となります。「温水供給既存配管取合点」ではありませんのでご注意ください。
75	要求水準書（設計・建設業務編）	89	第2章	第7節	8	(5)	ケ	煙突	「内筒継ぎ目の溶接部は、内側を全周溶接とすること。」とありますが、外部から適切な方法で全周溶接することで対応させていただけないでしょうか。	径が小さく人が入れない等、作業上の問題がある場合にはご提案を認めます。詳細は実施設計時の協議とします。
76	要求水準書（設計・建設業務編）	96	第2章	第8節	第8-1節	7	(3)	飛灰貯留設備	ア 容量「（3日分以上）」とありますが、「（2炉定格運転・基準ごみ時の3日分以上）」と考えてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
77	要求水準書（設計・建設業務編）	103	第2章	第9節	3	(2)	キ	水槽類マンホール	「マンホールの材質は重荷重用FRP製」とありますが、屋内で車両通行がない箇所は重荷重用でないマンホールとさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。ただし、詳細については実施設計協議によります。
78	要求水準書（設計・建設業務編）	104	第2章	第9節	7			除鉄・除マンガン装置	井水処理装置の仕様検討のため、井水の水質データおよび既設の井水処理装置の仕様をご提示いただけますでしょうか。	水質データ及び井水処理装置はありません。
79	要求水準書（設計・建設業務編）	109	第2章	第10節	3	(1) (2)		有機系排水処理 無機系排水処理	有機系及び無機系を分けた記載となっていますが、再利用水の水質に問題がないことを前提に、排水処理方法は各社提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
80	要求水準書（設計・建設業務編）	111	第2章	第11節	2	(3)	カ	操作回路	操作回路にDC24Vも採用してよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
81	要求水準書（設計・建設業務編）	112	第2章	第11節	4	(1)	カ	保護継電器	(ア)受電保護対応として「母線地絡過電圧継電器」が含まれていますが、本施設は系統連系しないため不要としてよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
82	要求水準書（設計・建設業務編）	114	第2章	第11節	5	(1)	ア	電力監視設備	「オペレータコンソール方式も可とする」とありますが、電力監視設備の機能をオペレータコンソールに集約・兼用することをお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
83	要求水準書（設計・建設業務編）	115	第2章	第11節	8	(1)	ア	コントロールセンタ	形式にコントロールセンタのご指定がありますが、機能動作が同等で、省スペース性および維持管理費に優れた電磁集合盤方式の提案は可能としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
84	要求水準書（設計・建設業務編）	119	第2章	第11節	9	(4)		非常用発電設備	「電力監視操作盤に非常用発電機の監視計器を設置するとともに、重故障及び軽故障一括表示を行うこと。」とありますが、同等の機能を有するオペレータコンソールに集約・兼用することをお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
85	要求水準書 （設計・建設業務編）	119	第2章	第11節	10			無停電電源設備	直流電源装置と交流無停電電源装置が一体となった無停電電源装置を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
86	要求水準書（設計・建設業務編）	132	第2章	第13節	9			炉内清掃用集じん装置	炉内清掃の際にはろ過式集じん器を使用し、炉内清掃用集じん装置を使用しない場合、設置は不要としてもよろしいでしょうか。 その際、環境用集じん装置（必要に応じて）は設置いたします。	貴社ご提案を認めます。
87	要求水準書 （設計・建設業務編）	132	第2章	第13節	9			炉内清掃用集じん装置	炉内清掃用ろ過式集じん装置については炉内清掃専用ではなく、環境集じん器にて兼用する提案としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
88	要求水準書 （設計・建設業務編）	139	第3章	第2節	2	(5)	ア	小型計量機	直接搬入車に対して小型計量機を適用する旨の記載がありますが、具体的な搬入品の区分についてご教示いただけますでしょうか。	複数区分を混載した直接搬入車両に対し、小型計量機を適用します。
89	要求水準書 （設計・建設業務編）	141	第3章	第2節	4	(3)	オ	プラットフォーム出入口扉 車両検知方式	車両検知方式で「光電管及びループコイル」とありますが、二重検知を満足したうえで検知方法は事業者提案とさせていただきますでしょうか。	異なる検知方式2種以上を使用することを前提として、貴社ご提案を認めます。
90	要求水準書 （設計・建設業務編）	141	第3章	第2節	5	(3)	ウ	荷下ろしスペース	荷下ろしスペースについて、必要容量に関する記述が不明瞭であるため、要望される最低貯留面積をご教示いただけますでしょうか。	同時荷下ろし可能台数（3台以上）を満足し、安全かつ円滑に荷下ろし作業ができる十分なスペースを確保できるよう、事業者の知見に基づき計画・ご提案ください。
91	要求水準書 （設計・建設業務編）	141	第3章	第2節	5	(5)	ウ	荷下ろしスペース	一般持込車により搬入される可燃性大型ごみについて、荷下ろしスペースではなく、切断機近傍に設ける可燃性大型ごみ用の貯留ヤードにて荷下ろしさせる提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
92	要求水準書 （設計・建設業務編）	142	第3章	第2節	6 7	(4) (4)	キ カ	床スラブ面の保護	「床スラブ面にバケットなどによる摩耗対策としてI 形鋼埋め込みなどの対策を講ずること。」とありますが、床面保護の鋼材はアングル埋込とさせていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
93	要求水準書（設計・建設業務編）	143	第3章	第2節	9			古着類、食器ストックヤード	古着類と食器は同一のストックヤードとなっていますがそれぞれの搬出方法（保管方法）をご教示願います。	古着・食器ともに、搬入された形態（袋又は段ボール箱）のままストックヤードで保管し、そのままの形状で引取り業者に引き渡す（搬出する）想定です。
94	要求水準書（設計・建設業務編）	147	第3章	第3節	2	(4)		金属・その他、大型ごみ供給コンベヤ（低速回転式破碎機用）	(4) 附属品の層厚調整装置ですが、供給コンベヤは傾斜角度がついていますので、ならし効果があります。したがって、層厚調整装置の設置については事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
95	要求水準書（設計・建設業務編）	149	第3章	第3節	4	(4)		粗破碎物供給コンベヤ（高速回転式破碎機用）	(4) 附属品の層厚調整装置ですが、供給コンベヤは傾斜角度がついていますので、ならし効果があります。したがって、層厚調整装置の設置については事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
96	要求水準書（設計・建設業務編）	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破碎機	付属品に「共通防振床盤、防振装置」の記載がありますが、高速回転破碎機は振動が少ない堅型式とし、振動は独立基礎で抑え、周辺設備に伝播させない方式で計画することを前提に、振動がほとんどないこととから、共通防振床盤、防振装置は「必要に応じて」としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
97	要求水準書（設計・建設業務編）	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破碎機	付属に「排出コンベヤ」の記載がありますが、配置上特に必要とない場合において速度可変が可能な破碎物搬送コンベヤと兼用としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
98	要求水準書（設計・建設業務編）	150	第3章	第3節	6	(3)	ス	高速回転式破碎機	堅型式は、破碎機排出部からの排出量が一定量で安定しており、滞留が起こりにくいことから、排出コンベヤも「必要に応じて」としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
99	要求水準書（設計・建設業務編）	151	第3章	第3節	7	(1)	ア	低速回転式破碎機保全ホイス	形式にホイスクレーンの記載がございますが、ホイスクレーンの場合、ワイヤ式特有の横移動による荷振れがあるため、より正確な昇降操作が可能なチェーンブロック方式への変更をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
100	要求水準書（設計・建設業務編）	151	第3章	第3節	7	(1)	ウ	低速回転式破碎機保全ホイス	主要項目等に走行の記載がございますが、横行レールを設置し、横行レールに沿って決まったルートで部品の搬出・搬入の方が作業上効率的かつ安全であり、破碎機の保全は横行のみで経験上、十分可能なため、電動横行式ホイスとすることをお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
101	要求水準書（設計・建設業務編）	152	第3章	第3節	7	(2)	ア	高速回転式破碎機保全ホイス	形式にホイスクレーンの記載がございますが、ホイスクレーンの場合、ワイヤ式特有の横移動による荷振れがあるため、より正確な昇降操作が可能なチェーンブロック方式への変更をお認め頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
102	要求水準書（設計・建設業務編）	152	第3章	第3節	7	(2)	ウ	高速回転式破碎機保全ホイス	主要項目等に走行の記載がございますが、横行レールを設置し、横行レールに沿って決まったルートで部品の搬出・搬入の方が作業上効率的かつ安全であり、破碎機の保全は横行のみで経験上、十分可能なため、電動横行式ホイスとすることをお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
103	要求水準書（設計・建設業務編）	157	第3章	第3節	10	(4)		破碎枝・木貯留ヤード	破碎枝貯留ヤードは、十分な容積を確保することを前提に、ストックヤードと兼用とし、ヤード内にチップ化装置を含めて集約設置する提案としてよろしいでしょうか。	貴社ご提案を認めます。ただし、詳細については実施設計協議によります。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
104	要求水準書 （設計・建設業務編）	159	第3章	第4節				ビン・缶破袋機	第1章 第3節 マテリアルリサイクル推進施設 (5)主要設備方式 ウ ビン・缶処理系統においては破袋機、除袋機については必要に応じて記載されているため、本項目も同様に『必要に応じて』との理解でよろしいでしょうか。	破袋機は必須として設置してください。なお、除袋機については「必要に応じて」設置してください。
105	要求水準書（設計・建設業務編）	161	第3章	第4節	4	(2)	エ	磁力選別機	混入する不純物の量は少ないと考えられ、選別性能を確保できることを前提として、風力選別装置は「必要に応じて設置する」としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
106	要求水準書（設計・建設業務編）	161	第3章	第4節	4	(3)	エ	アルミ選別機	混入する不純物の量は少ないと考えられ、選別性能を確保できることを前提として、風力選別装置は「必要に応じて設置する」としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
107	要求水準書（設計・建設業務編）	180	第3章	第8節	6	(2)		電気配線工事	接地はエネルギー回収型廃棄物処理施設と共用することをお認め頂けないでしょうか。	内線規程や電気設備の技術基準を遵守し、適切な設置工事を行うものとしてください。
108	要求水準書（設計・建設業務編）	180	第3章	第8節	6	(3)	ウ	電気配線工事	納品する点検器具はエネルギー回収型廃棄物処理施設で納品するものを共用できると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
109	要求水準書（設計・建設業務編）	184	第3章	第9節	5	(2)	ア	自動制御システム及びデータ処理システム	(エ)特記事項②について、データの損失を防ぎつつ業務を継続するため、ハードウェアレベルでミラーリングによるディスクの二重化を実装するという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
110	要求水準書（設計・建設業務編）	188	第4章	第1節	2	(1)	エ	特記事項	今回の計画にあたり、要求水準書に消防協議による。との記載があるため関連法及び条例の解釈等について確認したい場合は関係官公署（建築指導課、消防、県河川事務所等）と協議を行うことは可能と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。ただし、その時の見解と実施設計協議中の見解が異なる場合は事業者リスクとなります。
111	要求水準書（設計・建設業務編）	189	第4章	第1節	2	(3)		周辺地域への配慮	入札図書作成にあたり、建設用地を無人航空機（ドローン等）にて空撮させていただくことは可能でしょうか。	可能ですが、必要な許可等を取得した上で、事業者において必要な手続きを行ってください。
112	要求水準書（設計・建設業務編）	194	第4章	第2節	1	(1)	オ	設計方針	「水害対策として、・・・2階より低い位置にガラリを設けない等の配慮すること。」とありますが、機械室の吸排気をG Lから3 m以上の位置（2階以下）へ設けることをお認めいただけないでしょうか。	最大想定浸水深さを考慮して水害対策が施されていることを前提に、貴社ご提案を認めます。
113	要求水準書（設計・建設業務編）	202	第4章	第2節	5	(1)	イ	⑤油圧装置室	(ア) ⑤ 「油圧装置室」とありますが、部屋とするか否かは、事業者提案としていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
114	要求水準書（設計・建設業務編）	203	第4章	第2節	5	(1)	イ	⑮排水処理室	(ア) ⑮ 「排水処理室」とありますが、部屋とするか否かは、事業者提案としていただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
115	要求水準書（設計・建設業務編）	205	第4章	第2節	5	(1)	イ	(イ) マテリアルリサイクル推進施設	「⑤ 中央操作室 a. 室内から投入状況等を直接監視できる位置に配置することとする」との記載がありますが、ITV装置にて監視することで十分、投入状況等の監視ができるため、ITVでの監視をお認め頂けないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。
116	要求水準書（設計・建設業務編）	206	第4章	第2節	5	(2)	ア(コ)	管理棟計画	「災害時に施設利用者（搬入、見学者）、緊急避難者の避難場所として一時的に（最大3日程度）滞在ができるよう避難スペースを確保すること」とありますが、避難スペース利用者は避難者を含めて備蓄品に記載の50名程度と理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
117	要求水準書（設計・建設業務編）	211	第4章	第2節	5	(2)	イ	(ク) トイレ	各階に設置とありますが、エレベーターを設置することを前提に多目的トイレは見学ルート、研修室の設置階のみとさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、詳細については実施設計協議によります。
118	要求水準書（設計・建設業務編）	212	第4章	第2節	5	(2)	イ(サ)	浴室又はシャワー室	「シャワー室を設置する場合は、男女別に合計6人以上設置すること」との記載がありますが、従業員用のため設置数は事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、記載を修正していますのでご確認ください。
119	要求水準書（設計・建設業務編）	217	第4章	第2節	7	(2)	ウ	構造計算	「炉体、集塵装置及びその他のプラント機器の据付用アンカーボルトの設計は、「建築構造設計基準（最新版）（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」に準拠して行うこと。」とありますが、「p.57 9 地震対策（1）」に記載の通り、炉架構に設置する機器については「火力発電所の耐震設計規程」を遵守すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
120	要求水準書（設計・建設業務編）	217	第4章	第2節	7	(2)	エ	構造計算	「炉体鉄骨や排ガス処理設備支持鉄骨の耐震計算は、架台柱の設置される層のせん断力係数Ci から設計用せん断力係数を定、建築基準法に定める地震力を算定して設計すること。」とありますが、「p.57 9 地震対策（1）」に記載の通り、建築梁等建築物上に直接設置する機器以外を支持する架構は、「火力発電所の耐震設計規定」を遵守すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、詳細は実施設計時に協議することとします。
121	要求水準書（設計・建設業務編）	217	第4章	第2節	7	(2)	カ	構造計算	「プラント機器を支持する構造体は、十分な耐力と剛性を確保し、二次設計時の反力まで考慮して設計を行うこと。」とありますが、「p.57 9 地震対策（1）」に記載の通り、建築梁等建築物上に直接設置する機器以外を支持する架構は、「火力発電所の耐震設計規定」を遵守すると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりですが、詳細は実施設計時に協議することとします。
122	要求水準書（設計・建設業務編）	218	第4章	第2節	8			建物内備品・什器	貴市職員事務室で使用する筆記用具・消耗品や、リースでの納入が望ましい備品（コピー機等）等は貴市にてご準備頂けると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
123	要求水準書（設計・建設業務編）	223	第4章	第4節	2	(1)		空気調和設備工事	空調、換気設備を設計する外気温度条件として、「国交省営繕監修 建築設備設計基準 設計用屋外条件」に記載の新潟の条件を使用してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
124	要求水準書（設計・建設業務編）	224	第4章	第4節	4	(2)	エ	洗車水量	1日あたりの洗車台数をご教示いただけますでしょうか。	令和4年度から令和6年度までの3か年平均で19台です。
125	要求水準書（設計・建設業務編）	225	第4章	第4節	5	(2)	エ	多目的トイレ	多目的トイレにはおむつ交換台を設けるとありますが、P211に「オムツ替え用ベッド、授乳スペース等を備えた授乳室を設ける」とあります。授乳室を設けた場合、多目的トイレのおむつ交換台は不要とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
126	要求水準書（設計・建設業務編）	225	第4章	第4節	9	表 4.10		衛生器具との接続	「排水用鉛管（LP）」と記載がありますが、市場流通性を考慮して、衛生器具との接続に使用する配管材料は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	同等以上の性能及び耐久性を有することを前提に、貴社ご提案を認めます。
127	要求水準書（設計・建設業務編）	228	第4章	第5節	4	(8)		警備設備工事	工事範囲は電気配管工事（空配管工事）までとし、警備会社による防犯設備工事は別途工事との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
128	要求水準書（設計・建設業務編）	239	第5章	第3節	4	(5)		撤去廃材有価物	建設事業者が処分したスクラップ等の有価物の収益は「本市に帰属することから、本工事請負額に含むものとする」とありますが、その収益の発注者・受注者間での処理についてご教示願います。	要求水準書のとおりとしますが、記載を修正していますのでご確認ください。
129	要求水準書（運営・維持管理業務編）	12	第1章	第5節	(7)			見学者対応	「（7）運営事業者は、本市で実施する環境学習講座の開催及び見学者のリサイクル体験等を支援すること。」とありますが、以下の3点についてご教授願います。 ・開催場所：開催場所は新施設と考えてよろしいでしょうか。貴市市役所や他の場所での開催も想定されている場合は、その予定場所をご教授願います。 ・開催頻度：環境学習講座およびリサイクル体験の開催頻度（想定回数）をご教授願います。 ・想定規模：1回あたりの想定参加人数や見学者数（規模感）をご教授願います。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、開催場所は新施設を予定しています。開催頻度及び想定規模は今後の検討となります。
130	要求水準書（運営・維持管理業務編）	16	第3章	第2節	1	(2)		受付・計量業務	日曜日、祝日も午前のみ直接搬入があるとのことですが、全停電、計量機法定点検等メンテナンス実施のため、搬入のない日を年始以外に設けていただけないでしょうか。	日曜日午後のメンテナンス実施は可能ですが、詳細は協議とします。
131	要求水準書（運営・維持管理業務編）	17	第3章	第2節	5	(1)		運営管理業務	「運営事業者は、洗車設備を使用する者から…」との記載がありますが、運営管理業務内に既存の洗車設備の維持管理も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	既存洗車設備の維持管理は含みませんが、新施設の洗車設備維持管理は含みます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
132	要求水準書（運営・維持管理業務編）	18	第3章	第3節	(7)			本業務期間終了時の引渡し条件	「蓄積したデータ等すべて」との記載がありますが、機密データ等に関しては開示しないとの認識でよろしいでしょうか。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、機密データに関しては貴社ご理解のとおりです。ただし、詳細は協議とします。
133	要求水準書（運営・維持管理業務編）	18	第3章	第3節	(7)			表6.1 業務期間中の測定項目	運営開始後作業環境中の測定に二硫化炭素の測定がありますが、こちらは飛灰処理室等の発生が懸念される場所のみとの認識でよろしいでしょうか。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、貴社ご理解のとおりです。
134	要求水準書（運営・維持管理業務編）	23	第4章	第4節	(1)			搬入管理	「運営事業者は、患畜等の処理などについて本市から要請があった場合は、原則対応することとし、適切に処理すること。」とありますが、患畜等の処理における施設運営への影響を考慮した処理方法については、要請があった際に検討・協議させていただくとの認識でよろしいでしょうか。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、貴社ご理解のとおりです。発生した事象や規模に応じて、その都度本市と協議の上で対応を決定するものとします。
135	要求水準書（運営・維持管理業務編）	25	第5章	第1節				搬入管理	「受け入れた患畜等は、プラットホームに駐車した車両からごみクレーンにより直接ごみ投入ホップへ投入して処理し」とありますが、患畜等はごみピットに投入し、ごみピット内の患畜等をごみクレーンで掴むとの認識でよろしいでしょうか。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、要求水準書のとおりとします。なお、記載を修正していますのでご確認ください。
136	要求水準書（運営・維持管理業務編）	25	第5章	第1節				余熱利用業務	共通系点検時や計画外停止などの全炉停止時には、さわやかセンターへの温水供給は停止できるものと考えてよろしいでしょうか。 また、温水供給停止の際のさわやかセンター内のボイラーの稼働、燃料の供給は貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	前後段ともに貴社ご理解のとおりです。
137	要求水準書（運営・維持管理業務編）	26	第6章	第2節				本施設の余熱利用管理業務	さわやかセンターへの温水供給に関して温水供給が必要な時間など、詳細条件をご提示願います。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、12/28～1/3を除く8:00～20:00となります。ただし、詳細は実施設計協議によります。
138	要求水準書（運営・維持管理業務編）	27	第6章	第2節				測定管理マニュアル	第5章第6節「精密機能検査」では第三者機関による検査の実施が明記されており、設計・建設業務の引渡性能試験でも同様に「試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること」と記載されております。 本章の「表6.1 業務期間中の測定項目」の測定も同様に第三者機関による測定を行うことと認識してよろしいでしょうか。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、貴社ご理解のとおりです。
139	要求水準書（運営・維持管理業務編）	33	第8章	第5節	(7)			清掃	清掃範囲については管理棟の記載がありますが、貴市職員事務室も清掃範囲に含まれますでしょうか。	頁、項目に誤りがあるよう見受けられますが、含まれます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目	タイトル	質問	回答
140	要求水準添付資料-1			事業実施区域	建設地範囲のCADデータをご提供いただけませんか。	入札参加資格審査通過者を対象に提供します。
141	要求水準書 (添付資料02)			河川保全区域	河川管理者との協議結果として、本事業において河川保全区域内で設置可能な工作物等の範囲及び条件があればご教示いただけますでしょうか。	関係機関との協議によります。
142	要求水準書 (添付資料03)			井戸	①H5削井の限界揚水量「1,503m ³ /min」のカンマは小数点（「1.503m ³ /min」）との理解でよろしいでしょうか。	添付資料を修正していますのでご確認ください。 1,503→1,400
143	要求水準書 (添付資料03)			井戸	①H5削井に散水管および送水管と記載がありますが、これらは現地に既設管として敷設されているとの理解でよろしいでしょうか。解体・撤去工事の対象となる場合は、敷設状況についてご教示いただけますでしょうか。	前段は貴社ご理解のとおりです。 後段については、参加資格審査通過者に別途図面を提示します。
144	要求水準書 (添付資料03)			井戸	①H5削井の水質試験結果または水質に関する既存資料がございましたらご提示いただけますでしょうか。	参加資格審査通過者を対象に、平成4年削井時の水質試験結果報告書を提示します。
145	要求水準書 (添付資料03)			さわやかセンター	「さわやかセンター建て替え時の取合点（想定）」との記載がありますが、さわやかセンターの建て替え予定時期及び本事業への影響条件があればご教示いただけますでしょうか。	本施設稼働後の建替えを計画していますので、本工事には影響はありません。
146	要求水準書 (添付資料03)			上水	水道取合点（R8施工予定）について、上水の供給条件（取合口径、使用可能最大給水量等）をご教示いただけますでしょうか。	参加資格審査通過者を対象に供給条件を提示します。
147	要求水準書 (添付資料03)			搬入経路	添付資料3ユーティリティ設備において、事業実施区域西側の電柱の撤去並びに移設を計画されておりますが、搬入車両は新搬入道路法線のとおり拡幅される搬入道路を通り、事業実施区域北西側から搬入する計画との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご提案によります。
148	要求水準添付資料-3			ユーティリティ設備 (各種取り合い点)	新搬入道路の計画図をご提示願います。	入札参加資格審査通過者を対象に提示します。
149	要求水準書 (添付資料13)			調整池	添付資料13の「1.3調整池の配置」において、「堤防定規断面を侵食しない」とありますが、堤防定規断面の位置をご教示いただけますでしょうか。	添付資料02の横断面図をご確認ください。詳細については実施設計時に新潟県と協議願います。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
150	要求水準添付資料-14							解体・撤去工事範囲	既存洗車場脇の道路まで解体範囲になっておりますが、解体期間以降は既設洗車場を使用しないと理解してよろしいでしょうか。	既設洗車場は改造工事したうえで現施設の解体までの間、使用する計画としています。
151	落札者決定基準書	6	第3章	3				定量化限度額	価格点の算定に当たっては、定量化限度額を設定するとの記載がありますが、該当定量化限度額の提示はいつ頃公表される予定でしょうか。また、定量化限度額の設定について、予定価格（総額）に対して設定されるのでしょうか。それとも、「設計・建設業務」と「運営・維持管理業務」それぞれに対して設定されるのでしょうか。	前段については審査講評で公表します。後段については回答しません。
152	様式集								タービン発電やボイラ、下水道といった記載がありますが、本施設に該当しない項目は適宜削除してもよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
153	様式集【Word編】							添付資料について	様式第7-2号、第7-4号、第7-5号、第7-9号、第7-10号、第7-14号および第7-16号において記載が求められている添付資料について、その様式は任意様式との理解でよろしいでしょうか。また、添付資料については、各評価項目ごとに「添付資料1」、「添付資料2」といった形で番号を付して提出するとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、入札説明書 添付資料9等で特に様式の指定があるものを除き、貴社ご理解のとおり任意様式とします。後段についても、貴社ご理解のとおりです。
154	様式集【Word編】							添付資料について	添付資料が求められていない評価項目について、必要に応じて添付資料を作成してもよろしいでしょうか。また、作成が可能な場合、添付資料に枚数の制限はありますでしょうか。	添付資料が求められていない評価項目について、指定外の添付資料の作成・提出は認めません。
155	様式集【Word編】		様式7	2				記載要領	様式第7-2号で求められている添付資料2（処理フロー図）については、要求水準書（設計・建設業務編）23頁に記載の契約設計図書における「(ウ)フローシート（ごみ、集じん、脱臭、給水〔上水等〕、排水処理、その他）※計装フロー兼用」と同様のものを提出するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
156	様式集【word編】							様式第7-4号	添付資料1「全体配置・動線計画図」について、全体配置図と動線計画図を同図内で表現する場合、全体配置図に表現したい内容が動線に重なり、図面として分かりづらくなることが想定されます。つきましては、全体配置図と動線計画図をそれぞれページを分けて別図で提案することをお認めいただけないでしょうか。	貴社ご提案を認めます。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
157	様式集 【Word編】		様式7	5				記載要領	「・様式第7-5号添付資料1（パース図）～なお、同添付資料は、上記2ページに含まないとする。」とありますが、1ページの誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
158	様式集 【Word編】		様式7	14				記載要領	「・様式第7-14号添付資料1（焼却残渣発生量）～なお、同添付資料は、上記2ページに含まないとする。」とありますが、1ページの誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
159	様式集 【Word編】		様式7	16				タイトル	「No15 III 事業全体に関する事項 3. 地域振興・地域貢献」とありますが、「4. 地域振興・地域貢献」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
160	様式集 【Excel編】		様式7	2	添付資料1			計画ごみ処理量	「（1）計画ごみ処理量（エネルギー回収型廃棄物処理施設：10,989t/年、マテリアルリサイクル推進施設：1,141t/年）の場合」とありますが、下方に「（2）計画ごみ処理量の70%（エネルギー回収型廃棄物処理施設：8,192t/年、マテリアルリサイクル推進施設：899t/年）の場合」とあり、（2）の計画ごみ処理量の数値が（1）で示されている数値の70%になっておりませんが、こちらは記載の通りの数値で費用を算出してよろしいでしょうか。もし他に正しい数値がございましたらご教示いただけますでしょうか。	誤記です。正しくは「（2）計画ごみ処理量の70%（エネルギー回収型廃棄物処理施設：7,692t/年、マテリアルリサイクル推進施設：799t/年）の場合」となりますので、こちらの数値に読み替えて費用を算出してください。
161	様式集 【Excel編】		様式8	1				入札書との整合性	「注5）設計・建設業務費及び運営・維持管理業務費は、それぞれ入札書の「設計・建設業務費」及び「運営・維持管理業務費」と整合させること。」とありますが、本様式は税込表記、入札書は税抜表記となっております。記載されている金額は異なりますが、入札書との整合は、税抜換算で整合していればよいという認識でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
162	様式集 【Excel編】		様式8	6	1 及び 2			小計の表記	両様式の「日勤者・運転者」の小計欄（E27セル）のみ、単位が「千円」となっておりますが、「円」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
163	様式集 【Excel編】		様式8	9	1 及び 2			タイトル	様式リストでは両様式のタイトルが「固定費A（その他経費）」となっておりますが、各様式自体のタイトルは「固定費A（その他費）」となっております。「固定費A（その他経費）」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
164	様式集 【Excel編】		様式8	12	2			区分の表記	「区分」が「固定費A」又は「変動費B」をプルダウンで選択する形式になっておりますが、選択肢が「固定費A」又は「固定費B」となっております。こちらの「固定費B」は「変動費B」の誤記との理解でよろしいでしょうか。 また、誤記の場合、枠外の入力規則の参照セルをこちらで修正する形でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。公表する修正版を使用してください。
165	様式集 【Excel編】		様式8	15				単位表示	「出資金/発注予定額」の金額の入力は、「提案地元発注金額」欄の単位に合わせ、「千円」単位で表記する理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
166	基本協定書(案)	3	第4条	1				違約金	違約金を本事業の入札価格(税込み)の10分の1に相当とされておりますが、発注者に生じた損害額を補填する意味合いである場合、違約金額が過大ではないでしょうか。	原案のとおりといたします。
167	基本協定書(案)	3	第4条	2				違約金支払義務	賠償金の支払義務について、「構成員及び協力企業」が連帯して違約金支払義務を負担するものとされています。この場合、発注者は出資比率にかかわらず任意の構成員または協力企業に対して請求できるものと理解しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。また、当該規定において、構成員の出資比率と責任負担との関係をどのように整理されているのか、併せてご教示いただけますでしょうか。	前段の点についてご理解のとおりです。後段の点は構成員内部の問題としてご整理いただければと思います。
168	基本協定書(案)	6	第10条	3	(5)			秘密保持義務	秘密情報の取り扱いとして、いかなる場合であっても第三者への開示は適切でないと考えます。つきましては、(5)における「不特定」の文言を削除いただくか、または、開示を行う場合は事前に書面による承諾を得ることを条件とする内容へご検討いただけますでしょうか。	事前通知をいたしますので、原案のとおりといたします。
169	基本契約書(案)	3	第10条	1				異常事態に関する責任	施設の引渡しの日から3年を経過するまでの期間中に発生した異常事態の原因が特定の構成企業によって引き起こされた場合においても、連帯責任とするとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。
170	基本契約書（案）	11	別紙1	定義集	ハ			「不可抗力」	「不可抗力」には、海外での戦争・武力紛争、それらに伴う経済制裁・輸出入制限、又は港湾封鎖・海上輸送経路の断絶等の予見不能な世界情勢の変化による物品調達の困難や物価高騰による影響も含まれると理解してよろしいでしょうか。	実際に生じた事由の具体的な事実関係に基づき、基本契約の定義に当てはまるかどうかで判断されます。
171	建設工事請負契約書（案）	22	第48条	第1項				事前調査	土地の売買契約などにおいて事前調査として行う一般的なボーリング調査や地歴調査が、本項の「各種調査等」に該当すると理解してよろしいでしょうか。 具体的なご指定があればご教示願います。	同種の契約において通常求められる水準の調査が該当します。
172	建設工事請負契約書（案）	22	第48条	第3項				事前調査	本項の障害物には、撤去や処分追加費用が必要となる汚染土なども含まれると理解してよろしいでしょうか。	貴社ご理解のとおりです。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
173	建設工事請負契約書（案）	29	第64条	第2項				発注者に起因する条件変更	受注者が「業界の標準的な実務慣行に照らして客観的に適切とされる地歴調査及び地質調査」を実施したにもかかわらず、本工事着手後の掘削等の段階で初めて発見された地中障害物や土壌汚染等については、本項第3号又は同第4号に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられます。第81条第1項に関するご質問であれば、具体的な事実関係が同項各号の要件を充足する限りにおいて、ご理解のとおりです。
174	建設工事請負契約書（案）	29	第64条	第2項				履行遅滞の場合における損害金等	本項で定める「1000 分の 1 以上の額」は、「1000 分の 1 の額」と理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
175	建設工事請負契約書（案）	33	第69条	第4項				履行遅滞の場合における損害金等	損害金の額が「遅延日数 1 日につき、設計・建設業務費から出来形部分に相応する設計・建設業務費相当額を控除した額の1000 分の 1 以上の額」（年36.3%相当）とありますが、1日あたりの賠償額であっても公共工事標準請負契約約款での率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率（年2.5%））よりもかなりの程度高いものになっております。従いまして、本項の「1000分の1」を上記約款と同じ率に変更していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
176	建設工事請負契約書（案）	38	第81条	第1項				保証期間中の受注者の性能保証責任	第67条第6項では受注者の故意又は重過失により生じた場合の契約不適合責任の期間が10年となっており、本項により延長される保証期間も最長でも「本施設の引渡しの日から10年」を上限とすると理解してよろしいでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、第67条に規定される契約不適合責任と第69条に規定される性能保証責任は異なるものです。
177	建設工事請負契約書（案）	44	第10章	第94条				暴力団等からの不当介入の排除	第94条（暴力団等からの不当介入の排除）の記載がございしますが、目次におきまして第93条の次が第95条となっております。目次側の第94条の記載漏れと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	建設工事請負契約書（案）	47	別紙2					支払限度額、出来高予定額	各年度毎の支払限度額と出来高予定額に設定があればご教示いただけますでしょうか。	開示できる資料はありません。
179	運営業務委託契約書（案）	2	第7条					契約保証金	契約保証金の額及び運営保証対象額は、年間の運営維持管理業務委託費のどの程度に相当する額と考えればよろしいでしょうか。	100分の10に相当する金額でございます。基本契約書別紙1「運営保証対象額」の定義をご参照ください。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
180	運営業務委託契約書（案）	8	第27条	第3項				臨機の措置	「前項の規定にかかわらず、建設工事請負契約第61条に基づく本施設の引渡し日から3年を経過するまでの期間中、本施設の契約不適合により異常事態の発生又は計画外の運転停止が生じた場合には、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、かかる事態への対応に要する費用は全て受注者が負担する。」とありますが、建設工事における不適合については、運営事業者ではなく建設工事請負者が責を負うのが適切と思料しますので、受注者負担ではなく、発注者負担に変更いただけませんかでしょうか。もしくはこの条項を削除していただけないでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、建設事業者と運営事業者とが連帯して負担いただく建付けです。基本契約第10条をご参照ください。
181	運営業務委託契約書（案）	8	第27条	第3項				費用負担及び運転停止に対する固定費Aの減額	「前項の規定にかかわらず、建設工事請負契約第61条に基づく本施設の引渡し日から3年を経過するまでの期間中、本施設の契約不適合を原因とした異常事態の発生、計画外の運転停止等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（発注者の指示により停止した場合を含む。）には、かかる事態の発生は、受注者の責めに帰すべき事由によるものとみなし、前項本文の規定により、固定費Aの減額を行う。」とありますが、建設工事における不適合については、運営事業者ではなく建設工事請負者が責を負うのが適切と思料しますのでこの条項を削除していただけないでしょうか。	No180の回答をご参照ください。
182	運営業務委託契約書（案）	8	第27条	第3項				再委託等の禁止	本項の定めに従うことにより、受注者が業務全体の総合的企画、業務遂行管理、業務遂行方法の決定及び技術的判断等を担う統括責任者を配置し、運営・維持管理業務の全体に対する一貫した管理責任を負う体制を構築することを前提として、エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）及びマテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）の「運転業務」を第三者に委託することは可能でしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、契約に従った再委託を妨げるものではございません。
183	運営業務委託契約書（案）	8	第27条	第2項				運営・維持管理業務の開始の遅延	「受注者の責めに帰すべき事由」は、本契約での受注者となる運営事業者固有の責めに帰すべき事由になると理解してよろしいでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、帰責性の有無の判断は、契約条項及び民法の法理に従います。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
184	運営業務委託契約書（案）	9	第28条	第3項				処理不適合物の取扱い	「受注者において当該故障等の原因となった処理不適合物を発見することが不可能であったこと」は、本契約第11条、要求水準書（運営・維持管理編）第3章 運転管理業務第3節 搬入管理（1）（17頁）にある善良なる管理者の注意義務をもって処理不適合物を発見することが不可能であったことと同義と理解してよろしいでしょうか。 また、本契約第28条（運営マニュアル）の運営マニュアルに基づき、受注者が業務を遂行してもなおかつ、受注者にて発見または選別除去することが困難な処理不適合物に起因する事故や火災が発生した場合は、受注者は本契約に基づく善管注意義務を果たしていると評価されると理解してよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については善管注意義務違反の有無は諸般の事情を考慮の上、判断されます。マニュアルに従ったことのみをもって違反がないとは言えません。
185	運営業務委託契約書（案）	9	第28条	第3項				処理不適合物の取扱い	本項ただし書では、処理不適合物による故障等の修理費用を発注者が負担する要件のひとつとして「発注者が回収して搬入した廃棄物に混入していたもの」が規定されており、「一般持込者（自己搬入）等の廃棄物」については受注者が善良なる管理者の注意義務を果たしていても免責されないとも読み取ることが可能な条項になっているとも思われます。 しかし、このような解釈は他自治体の類似案件では取られておらず、「一般持込者（自己搬入）等の廃棄物」であっても受注者が善管なる管理者の注意義務を果たしていれば免責される内容になっているのが通常かと存じます。 また、可燃ごみについては発注者が回収した廃棄物も一般持込者が持ち込む廃棄物も同一箇所に投入されるため、可燃ごみの持込・搬入時に発注者が回収したものか、一般持込者が持ち込んだものかを事後的に立証することは困難であります。 そうしますと本契約では処理不適合物の選別について善良なる管理者の注意義務を果たしていたことを立証して受注者が免責されることは事実上不可能になってしまい、他の同様の案件に比して著しく受注者側にリスクを課してしまう内容になっていると思料いたします。 したがって、当該処理不適合物が「発注者が回収して搬入した廃棄物」以外のものであったとしても、受注者が処理不適合物の選別について善良なる管理者の注意義務を果たしていれば、本項ただし書に基づき発注者にて当該費用をご負担していただけたという条項と理解させていただいてよろしいでしょうか。 本条項についてご再考いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、原案のとおりとします。

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第1回入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
186	運営業務委託契約書（案）	12	第38条	第5項				処理不適物の取扱い	受注者において当該故障等の原因となった処理不適物を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにした場合には、特殊な事象が無い限り、発注者が合理的と判断していただけると理解してよろしいでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、「不可能であったこと」のご説明次第です。
187	運営業務委託契約書（案）	13	第39条	第2項				運営期間終了時の取扱い	環境省の「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」p13, 図I-4に記載の通り、施設を日常的・定期的に適切に維持管理した場合においても、一般的に施設の性能水準は徐々に低下します。 従いまして、要求水準書運営・維持管理業務編 第1章 総則 第5節 運営・維持管理業務条件 5 本業務期間終了時の引渡し条件(10) (13頁)の状態は、前述のような経年を考慮した内容と理解してよろしいでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、要求水準書第1章第5節5 (2) ないし (4) に記載の通常の経年変化は考慮されます。
188	運営業務委託契約書（案）	19	第52条	第2項				委託業務の一部解除権	本条の解除により受注者に生じた損害の内容、金額について、受注者が負担することが合理的でないと受注者が明らかにした場合、その損害については発注者に賠償していただく と理解してよろしいでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、第56条第3項記載のとおり、やむを得ないと発注者が認める場合に賠償いたします。
189	運営業務委託契約書（案）	22	第56条	第3項				処理不適物の取扱い	「受注者は、前項の規定により持ち帰らせることができなかった処理不適物の扱いは発注者と協議する」とありますが、要求水準書（運営・維持管理業務）P. 17には「本市が受け入れできない廃棄物を指定する業者へ引き渡すまで適切に保管する」との記載があります。持ち帰らせることができなかったごみについては、要求水準書に記載の通り引き渡すまで適切に保管するとの認識が正と理解してよろしいでしょうか。	ご記載の条項が異なるように見受けられますが、貴社ご理解のとおりです。